

■ 一般旅券発給申請書の記入方法

○申請書は、黒又は青の濃いインク（ボールペン等）で、所定の枠内に楷書体で申請者が記入してください。

※文字つぶれや裏写りするサインペン フリクションボール等の消えるインクは不可。

○申請書は、機械で読み取りますので、折れたり汚れたりしたときは、使用できなくなります。

○写真と所持人自署欄の署名は、旅券に転写されます。

○記入ミスしたときは、二本線で消して訂正してください。

ただし、所持人自署欄は訂正できないので、新しい申請書に書き直してください。

○次の囲みの箇所は、必ず、それぞれ該当する方が署名・記入してください。

[   : 申請者本人   : 法定代理人   : 引受人 ]

ただし、申請者が、乳幼児で署名できないときは、法定代理人が代筆できます。各欄の記入例を参考に記入してください。また、申請者が、障がいなどで署名できないときは、事前に窓口へご相談ください。

記入例（令和5年3月改正様式）

新規・切替

一般旅券発給申請書

5年用

18歳未満の申請者又は18歳以上で有効期間が5年の一般旅券を希望する申請者用

受 理 年 月 日

受 理

窓 口 記 入 欄

記入しないでください。

確認

有効期間

発行年月日

交付年月日

旅券番号

カタカナで記入してください。

氏 名

姓 ヤ マ ダ

名 ジ ロ ウ

戸籍のとおり記入してください。

ヘボン式ローマ字の注意事項（右上）をご確認のうえ、大文字で記入してください。

姓 Y A M A D A

名 J I R O

ヘボン式でない表記を旅券面に記載する場合は裏面の氏名欄に記入してください。

所持人自署

山 田 次 郎

過去に旅券を所持したことがある場合は、「ある」に✓して、旅券番号等を記入してください。

MS 0 1 2 3 4 5 6

発行年月日

西暦で記入

2

過去に旅券の発給を申請したが受領しなかったことがある場合は、「ある」に✓してください。

Y A M A D A

住民票のとおり記入してください。

満17歳

私は有効期間が（ ）年の一般旅券の発給を希望します。

住所

〒790-0843

愛媛県松山市宮西1丁目5番10号

電話

089（923）5456

携帯

090（1000）0000

メール

Y-TARO@prince.queen.ne.jp

日中に連絡のとれる所を記入してください。

089（941）2111

旅行中に、日本国内で緊急に連絡のとれる家族・親族等を記入してください。

氏名

山 田 良 子

申請者との関係

母

電話

089（923）5456

※次の各事項に該当しているか否か、□に✓印を記入してください。（本人又は法定代理人が記入してください。）

1. 外国で入国拒否、退去命令又は処罰されたことがありますか。

はい

いいえ

2. 現在日本国法令により起訴され、判決確定前の状態ですか。

はい

いいえ

3. 現在日本国法令により、仮釈放、刑の執行停止又は執行猶予の処分を受けていますか。また刑の執行を受けなければならない状態にありますか。

はい

いいえ

4. 旅券法違反で有罪となり、判決が確定したことがありますか。

はい

いいえ

5. 日本国旅券や渡航書を偽造したり、又は日本国旅券や渡航書として偽造された文書を行使して（未遂を含む）、日本国刑法により、有罪となり、判決が確定したことがありますか。

はい

いいえ

6. 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律を適用され外国から帰国したことがありますか。

はい

いいえ

現在外国の国籍を有していますか。

はい

いいえ

「はい」にチェックした人は記入してください。

どの国の国籍ですか。

取得年月日

年 月 日

どのような方法で取得しましたか。

外国籍の父又は母の子として出生

外国での出生

外国人との婚姻又は養子縁組

帰化申請又は国籍取得届出

いずれかにチェックをしてください。

記入しないでください。

必ず申請者本人（又は法定代理人）が記入してください。

1つでも「はい」に該当する方は、申請する前に愛媛県特別旅券窓口（愛媛県観光国際課別室）にご相談ください。

ヘボン式ローマ字の注意事項

○次のヘボン式ローマ字は、間違いやすいので注意してください。

|     |     |    |     |    |     |    |     |     |     |
|-----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|-----|-----|
| し   | SHI | ち  | CHI | つ  | TSU | ふ  | FU  | じ・ぢ | Ji  |
| ず・づ | ZU  | しゃ | SHA | しゅ | SHU | しょ | SHO | ちゃ  | CHA |
| ちゅ  | CHU | ちょ | CHO | じゃ | JA  | じゅ | JU  | じょ  | JO  |

○外国式氏名の「ヴ」は、ヘボン式ローマ字は BU となります。（「ブ」と同じ表記となります。）

○長音（おお・おう）長音発音する O・U は表記しません。（例）おおの→ONO ようこ →YOKO

○撥音（ん）B・M・P の前の N は M に変わります。（例）せんば→SEMBA ほんま→HOMMA

○促音（っ）子音を重ねます。（例）はっとり→HATTORI べっぷ→BEPPU

※ただし、「ち」の C は T に変わります。（例）ほっち→HOTCHI はっちょう→HATCHO

○その他、ヘボン式ローマ字以外の例外的な表記（OH, OU, 外国式の綴りなど非ヘボン式表記）を希望される場合は、一般旅券発給申請書の裏面へ記入が必要となりますので、事前に窓口へご相談ください。なお、最初の申請で使用した氏名のローマ字表記は、原則として変更できません。

出発予定日

令和 7 年 8 月 1 日

※主要渡航先での滞在期間

☒ 3ヶ月未満 ☐ 3ヶ月以上

※ 次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目の□に✓印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。

☐ ① 表面の刑罰等関係欄に該当する事象がある場合 ☐ ② 旅券の二重発給を受けようとする場合

渡航目的（具体的に）

②の場合は、二重発給が必要ない

今回の渡航先（渡航先国名と、コード）

国名

ド

旅券面の氏名表記（申請書裏面のヘボン式と異なる氏名表記を希望する場合、以下の氏名表記欄にローマ字活字で本人文字で記入してください。（姓と名のどちらか一方の場合もあります。また、別名併記を希望する場合、戸籍上の氏名に続けて、前後を斜線で隔て、括弧の中に別名を記入してください。）（別名併記の記入例：GAME/TANAKA）

（姓）

（名）

最大31文字まで（別名を含む）

最大31文字まで（別名を含む）

注：旅券面への表記可能な文字数は姓・名・スペース合わせて37文字（別名併記を除く）までです。記号（・、～など）や、数字（日数など）等は記入できません。但し、別名併記の（ ）は記入可。

外 務 大 臣 殿 大使 総領事 殿

令和 7 年 4 月 1 日

（過去5年以内に申請した前回旅券を受け取らず、その旅券が失効した場合は、通常より高い手数料を徴収します。）

（申請者が未成年の場合は親権者や未成年後見人等の法定代理人署名が、申請者が成年で成年後見人が選任されている場合には成年後見人の法定代理人署名が必要です。署名は必ず本人が氏名に記載のとおり、かい書体で行ってください（署名が困難な場合を除く）。本人確認のために印鑑登録証明書を使用する場合は、押印が必要です。）

法定代理人（親権者、後見人など）署名

山 田 一 郎 山 田 良 子

本人確認欄

☐ 本人 ☐ 代理

記入しないでください。

※代理提出の場合は「申請書類等提出委任申出書」に記入してください。（法定代理人署名に署名のある親権者等が提出する場合は不要です。）

申請書類等提出委任申出書

（法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です）

私は旅券法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し上げます。

令和 7 年 4 月 1 日

引受人氏名

山 田 花 子

申請者との関係

姉

引受人住所

愛媛県松山市一番町4丁目4番2号

私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自筆のもの（又は適正な記名）であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認します。私は、過去5年間、旅券の不正取得に係わったことはありません。

令和 7 年 4 月 1 日

連絡先電話番号

089（941）2111

生年月日

明治・大正・昭和・平成・令和17年2月1日

注意

1. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示（出）してください。

2. この申請による旅券取得が日本国法令の原則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。

（別記第4号様式）

点線より上の欄は申請者が記入してください。

代理提出の場合、必ず引受人（代理人）本人が記入してください。

提出時には、引受人（代理人）の本人確認書類（運転免許証等）が必要です。

注)申請書への虚偽の記載等不正行為により申請をしたり、旅券の交付を受けたときは処罰されます。（旅券法第23条及び刑法第157条）